

## ○江田島市議会市民との意見交換の場実施に関する基準

平成28年 2月16日 全員協議会決定

## (趣旨)

第1条 この規程は、江田島市議会基本条例(平成25年江田島市条例第36号)第5条第4項に規定する市民との意見交換の場(以下「市民との意見交換会」という。)の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

## (種類)

第2条 市民との意見交換会の種類は、次のとおりとする。

- (1) 地区別意見交換会 市政全般に係る課題をあらかじめ議会が定めた議題について、自治会等の単位により実施する意見交換会
- (2) 分野別意見交換会 議会が取り組む政策立案等について、関係ある市民団体等と実施する行政分野別意見交換会

## (地区別意見交換会の実施)

第3条 地区別意見交換会は、各地区において、実施する。ただし、議会の一般選挙が行われる60日前以降は、意見交換会を開催しない。

2 議会は、地区別意見交換会の開催日時、会場等について、議会広報紙及びホームページへの掲載、開催における開催案内文書など広く周知を図るものとする。

## (分野別意見交換会の実施)

第4条 分野別意見交換会は、福祉、教育、産業、文化等の分野ごとに行う意見交換会であるところから、常任委員会、政策討論会その他議会において政策立案等を実施するため必要に応じて開催するほか、市民団体等の要請に応じて開催するものとする。

## (議員の留意事項)

第5条 市民との意見交換会において、出席する議員は、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 市民の多様な意見を把握し、議会内での議論・政策形成につなげていくために、市民の意見・要望の意図等を聴取すること。
- (2) 市民から意見、質問に対する返答等を求められた場合には、議会としての考え方、議論の経過等を説明することとし、議員個人としての見解を述べないこと(議員個人の考えを求められた場合で、個人の見解を明らかにする必要がある場合を除く。)
- (3) 執行機関の立場での説得的な説明、答弁等は行わないよう留意すること。

## (意見等の集約)

第6条 市民との意見交換会に出席した議員は、市民の意見及び提言その他意見交換の内容(以下「意見等」という。)について、議長に文書による報告書を提出するものとする。

2 議長は、前項の規定により報告を受けた意見等の整理及び検討について、議会運営委員会に依頼するものとする。

3 議会運営委員会は、前項の規定により意見等の整理及び検討について議長の依頼を受けたときは、議会における当該意見等への対応を協議し、その結果を議長に報告するものとする。

4 議長は、前項の規定による報告を受けたときは、今後の議会運営において適切に対処するものとする。

## (報告書の公表)

第7条 議会は、前条の規定により集約した意見等について、当該意見等に対する議会の対応と併せて市議会広報紙及び市議会ホームページに掲載し、公表するものとする。